

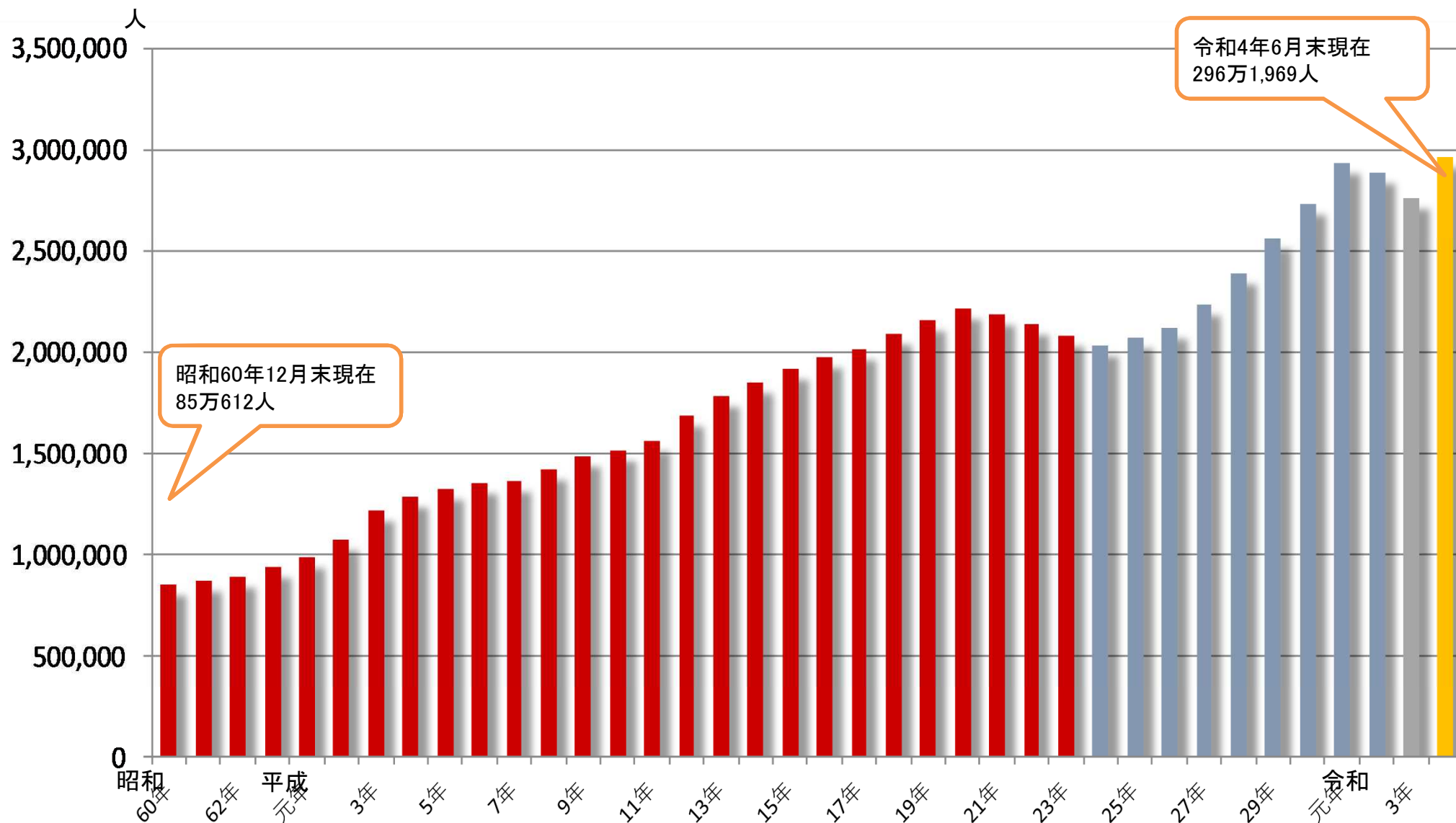
# 出入国在留管理行政の現状と取組



令和5年1月

出入国在留管理庁

# 在留外国人数の推移



※ 各年末現在。令和4年は6月末現在。  
平成23年までは外国人登録者数。平成24年以降は、在留外国人数。

# 在留資格一覽表

## 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注）介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業（令和4年4月26日閣議決定）

## 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

## 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

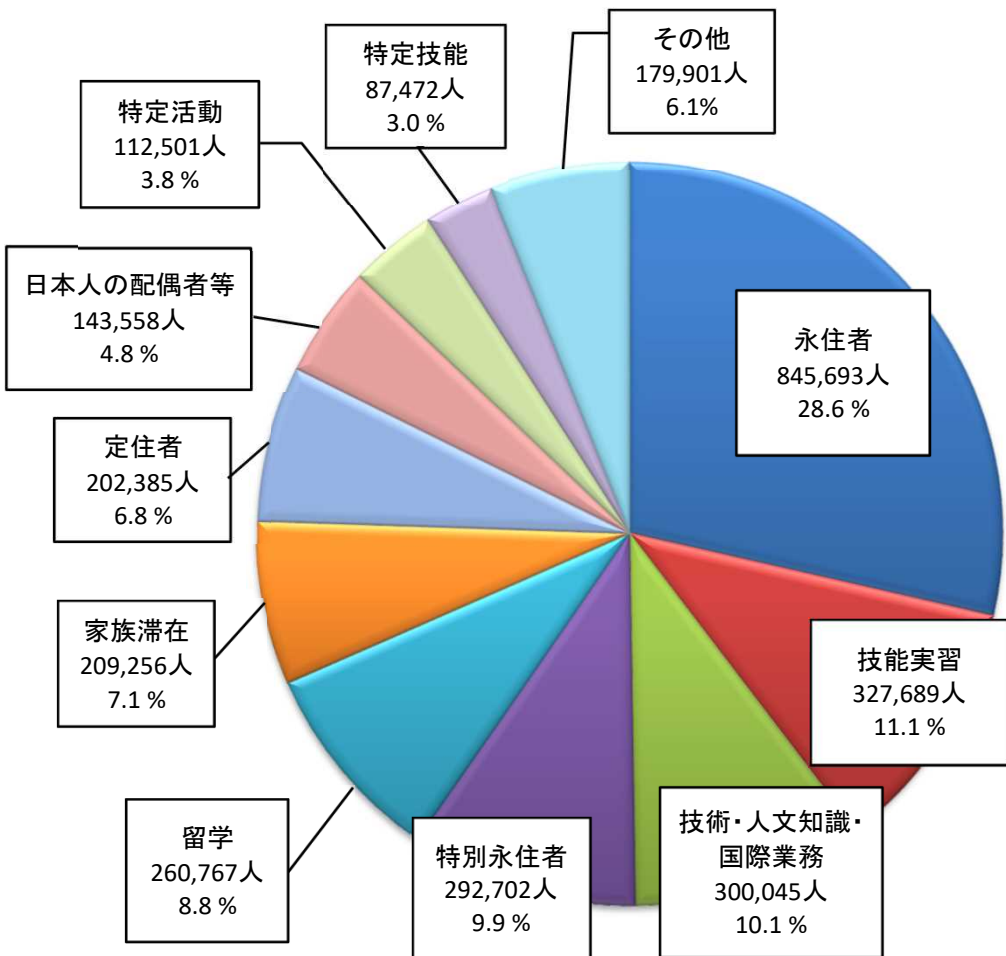
## 就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

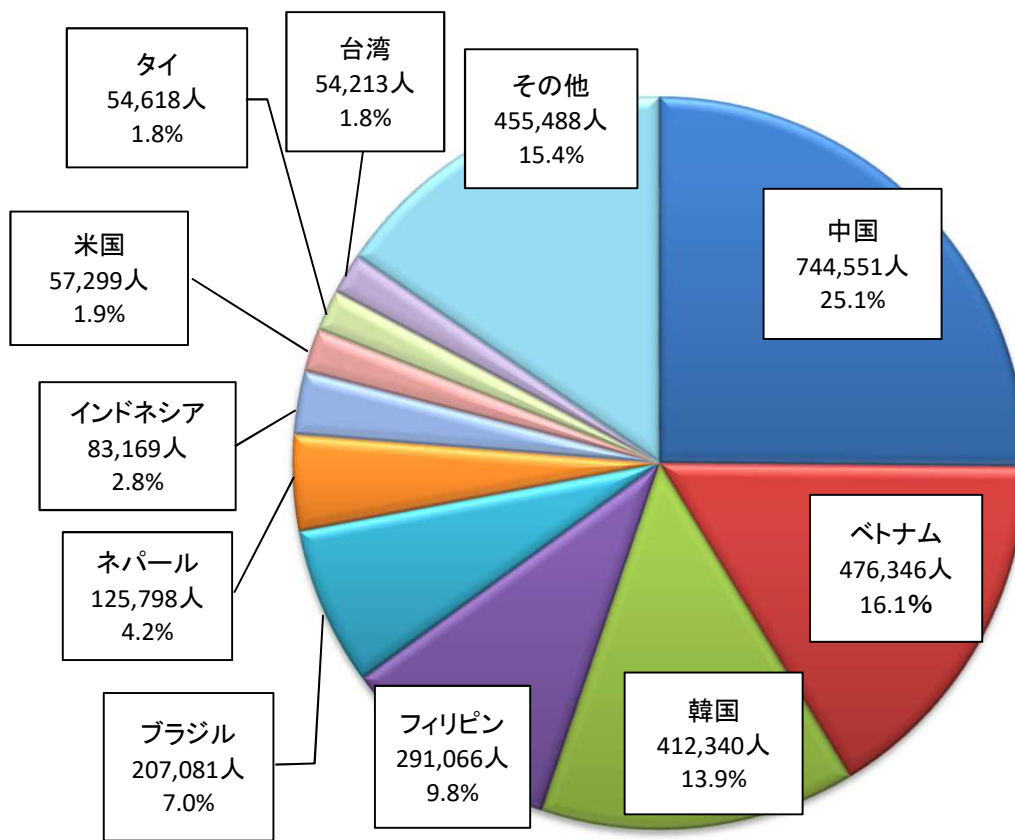
※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留外国人数 (総数) 296万1,969人

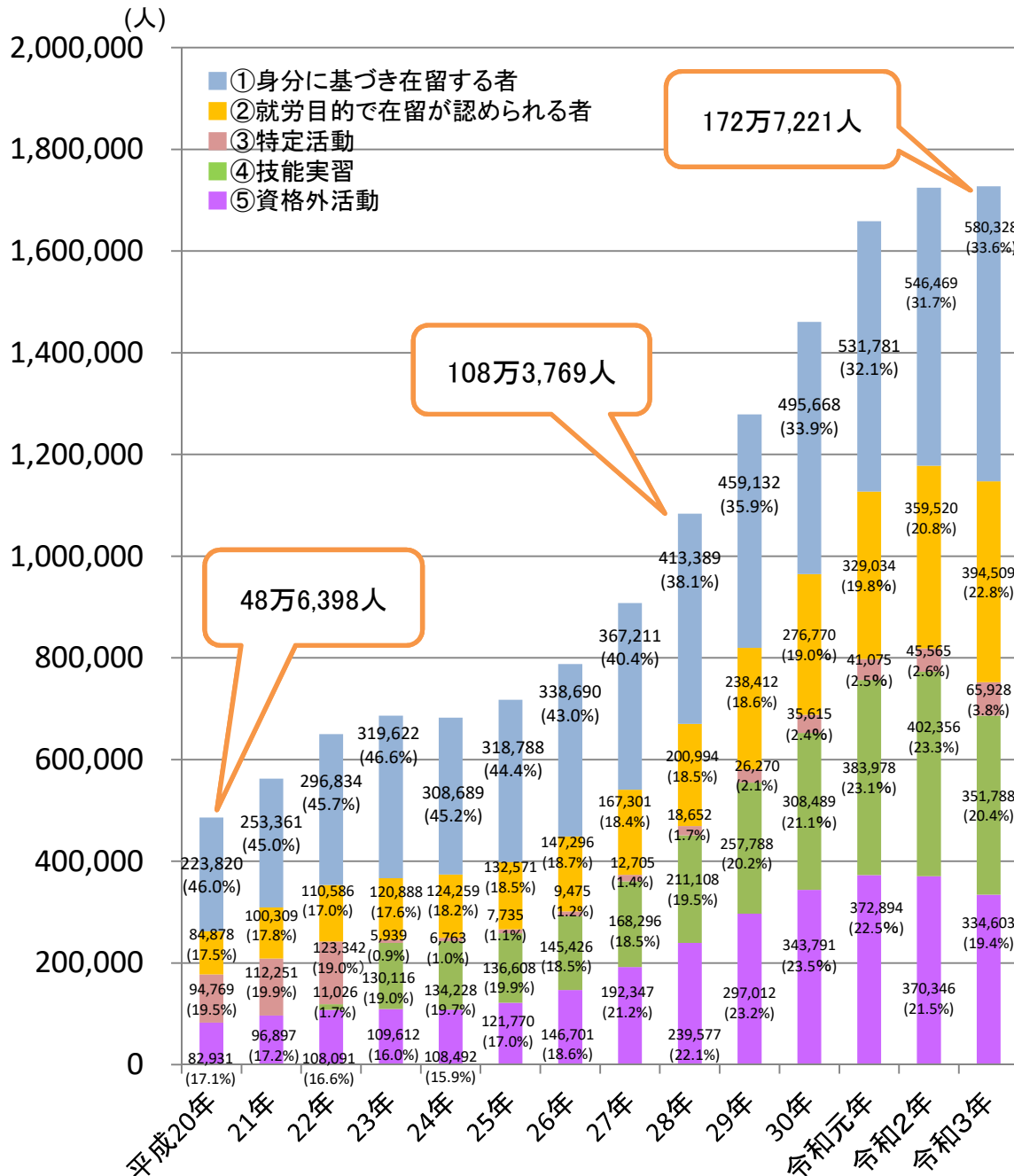
## 在留資格別



## 国籍・地域別



# 外国人労働者数の内訳



厚生労働省『外国人雇用状況』の届出状況まとめに基づく集計(各年10月末現在の統計)

**①身分に基づき在留する者** **約58.0万人**  
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)  
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

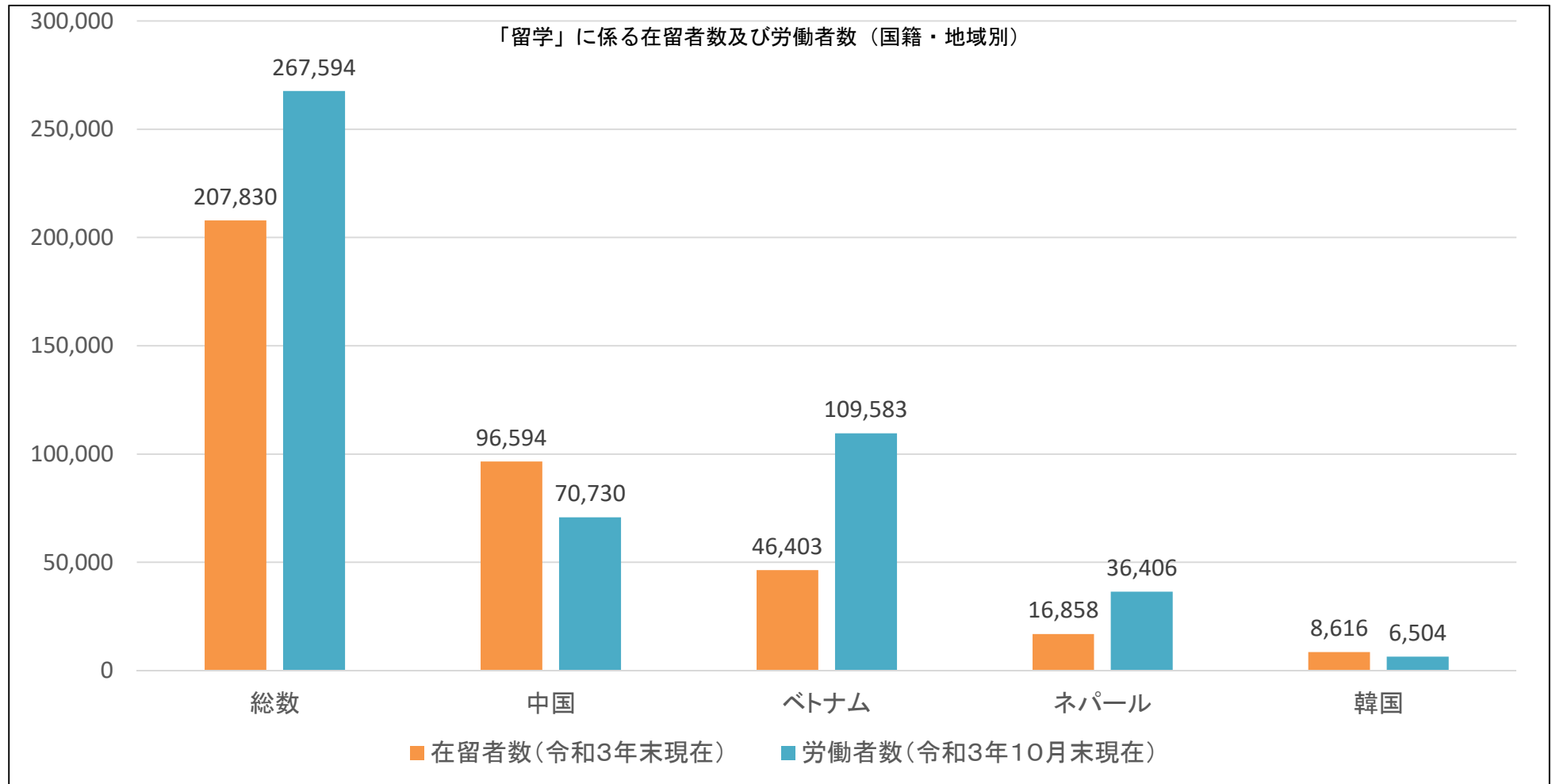
**②就労目的で在留が認められる者** **約39.5万人**  
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)  
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

**③特定活動** **約6.6万人**  
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)  
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

**④技能実習** **約35.2万人**  
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。  
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

**⑤資格外活動(留学生のアルバイト等)** **約33.5万人**  
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

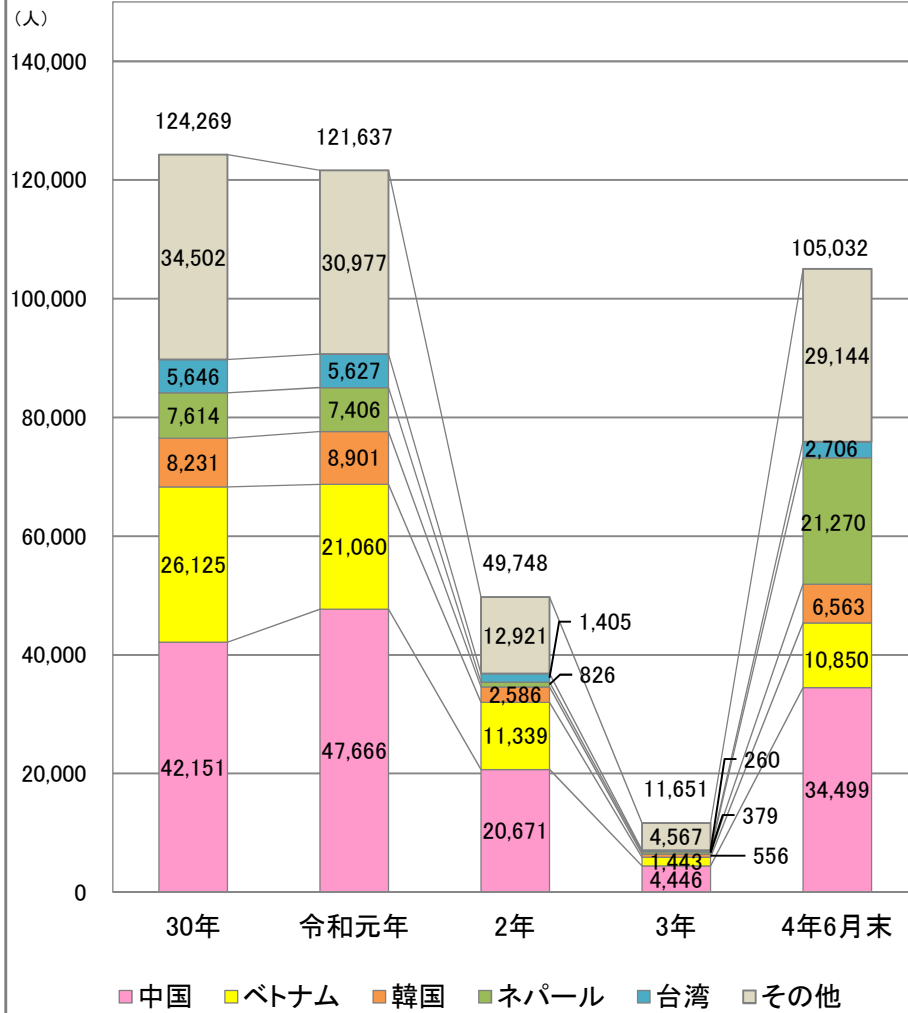
- 令和3年末の在留者数は国籍・地域別にみると、ベトナムは約4万6000人、ネパールは約1万7000人。
- 外国人雇用状況届出に基づく労働者数はベトナム人約11万人、ネパール人約3万6000人であり、それぞれ在留者数の約2.39倍、約2.12倍の労働者が発生している。



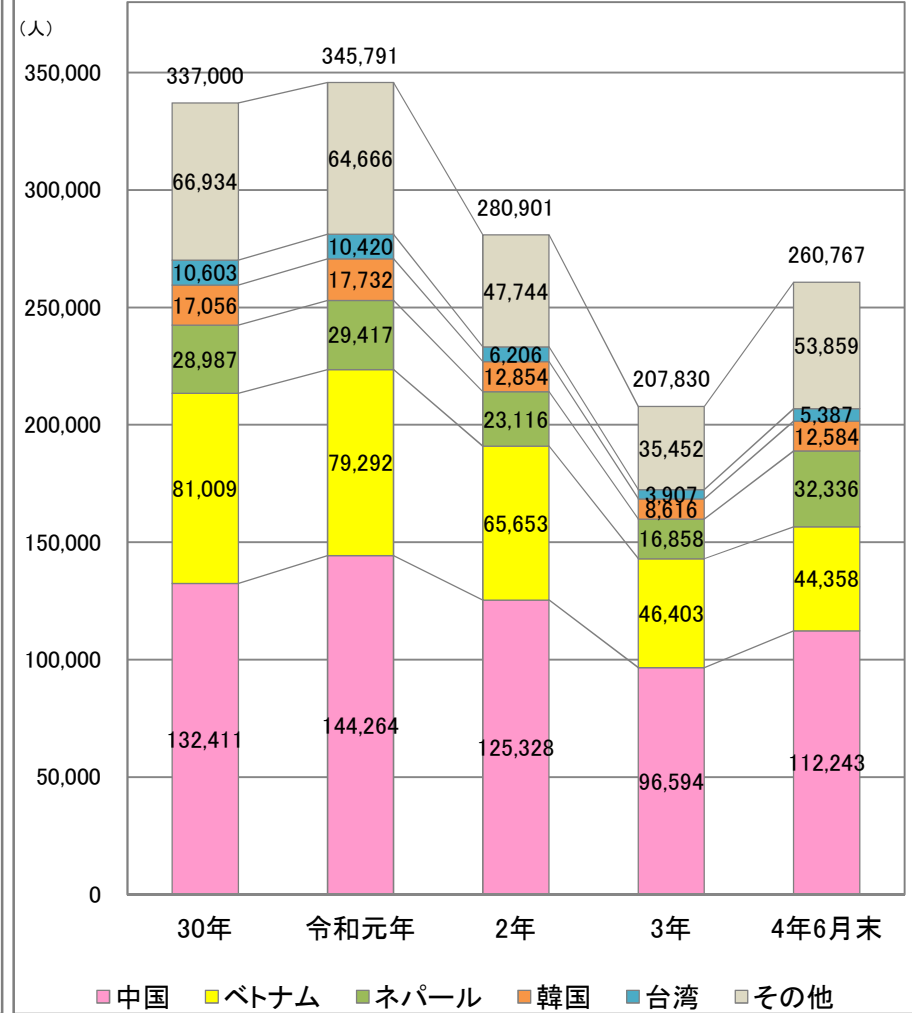
(注)労働者数は、厚生労働省発表の各国籍の留学生の資格外活動に係る外国人雇用状況届出の件数による。

# 留学生の入国・在留状況

## 在留資格「留学」の新規入国者数の推移 (各年末現在)

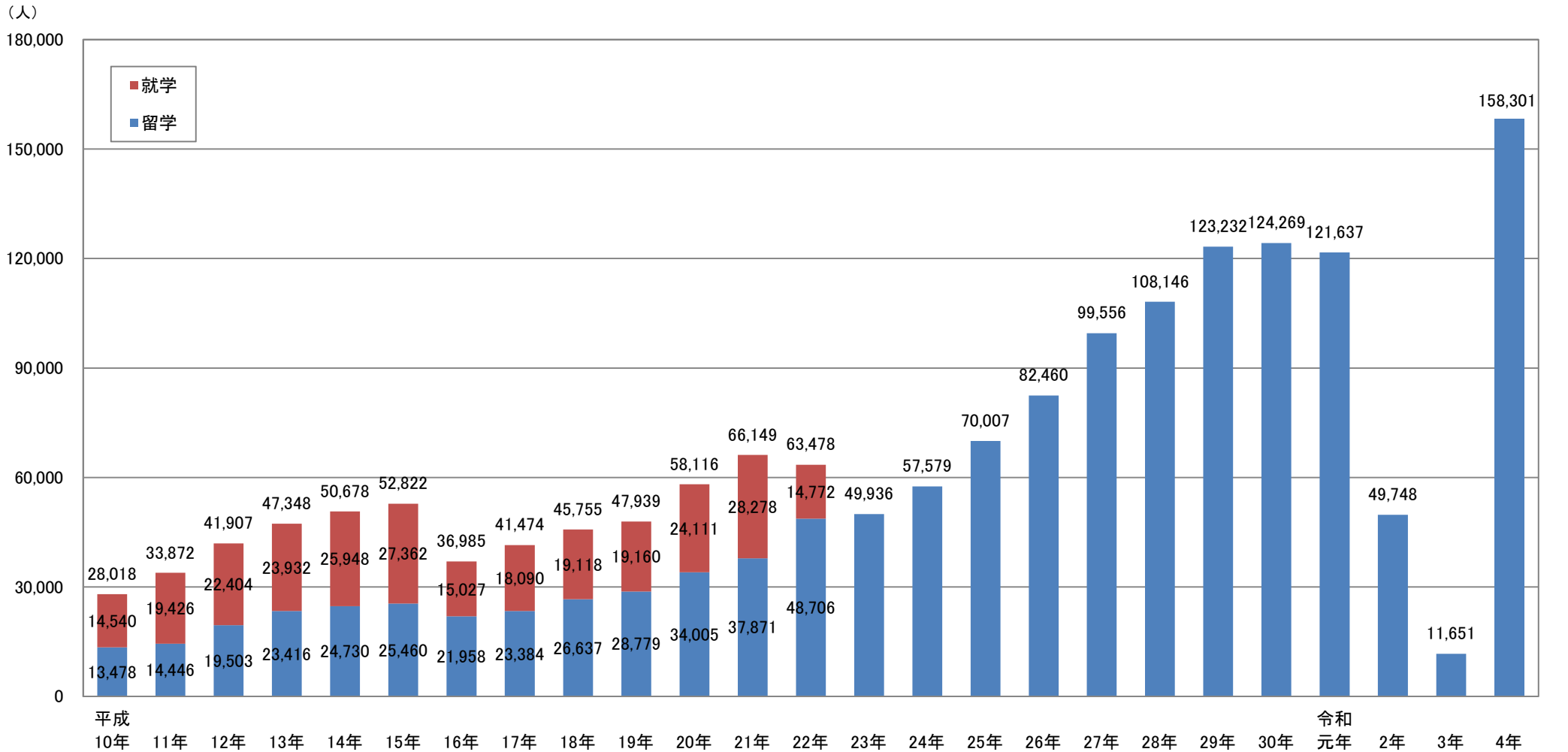


## 在留資格「留学」の在留外国人数の推移 (各年末現在)



# 留学生の新規入国者数の推移

- 平成15年頃に留学生の不法残留者数が増加傾向にあったことを受け、経費支弁能力等に係る審査の徹底など新規入国者について慎重な審査を実施したことなどの影響により、平成16年は大幅に減少している。
- 震災の影響により、平成23年も大幅に減少している。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための水際対策により、新規入国者が、令和2年、令和3年と大幅に減少したが、令和4年3月からの水際制限緩和により回復基調にある。



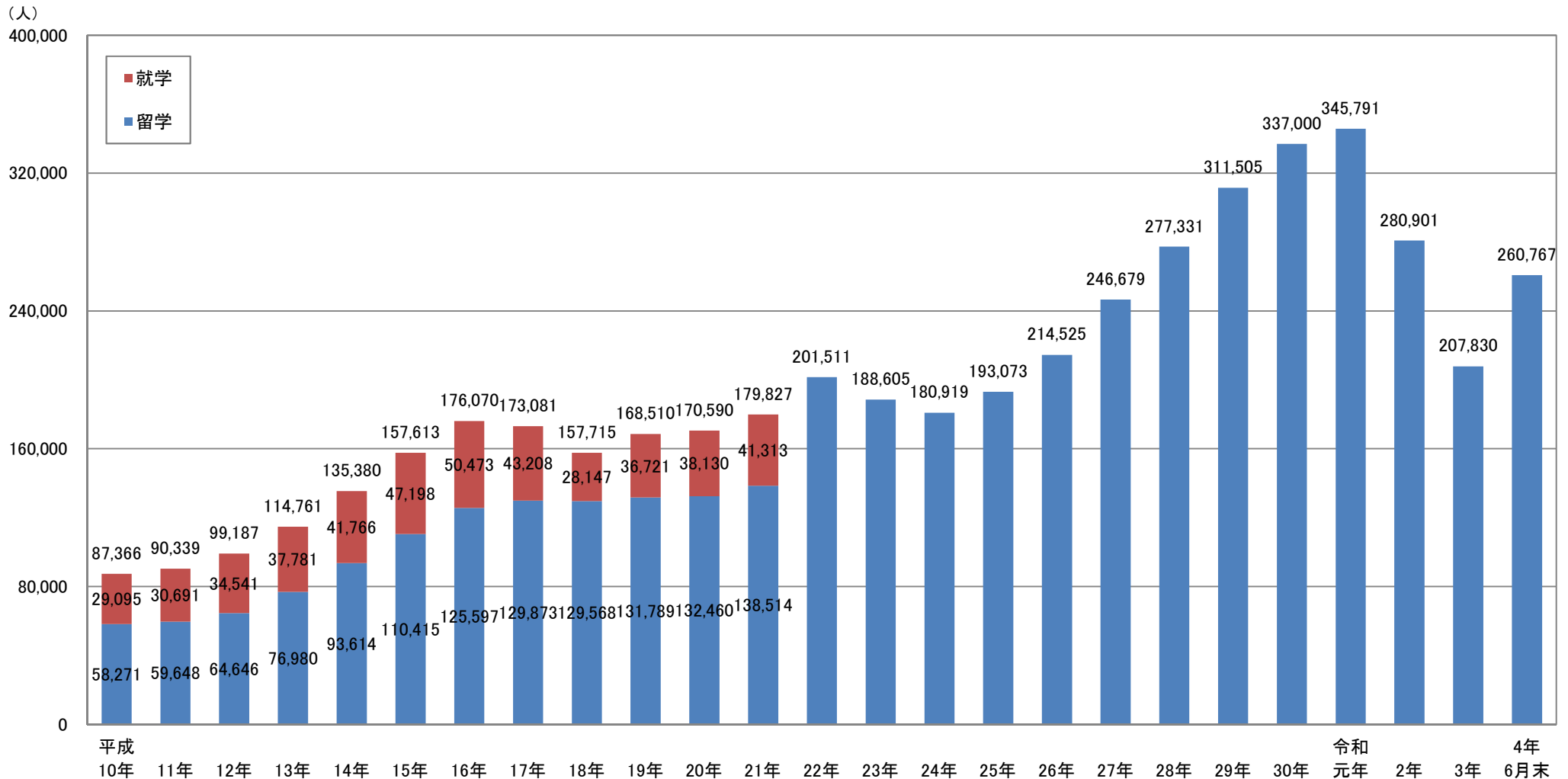
(注) 平成22年7月の法改正で「就学」は「留学」に一本化。

10月末まで  
(速報値)



## 留学生の在留外国人数の推移

- 平成15年頃に留学生の不法残留者数が増加傾向にあったことを受け、経費支弁能力等に係る審査の徹底など新規入国者について慎重な審査を実施したことなどの影響により、平成17年及び平成18年は減少している。
- 震災の影響により、平成23年及び平成24年も減少している。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための水際対策により、令和2年以降も大幅に減少している。

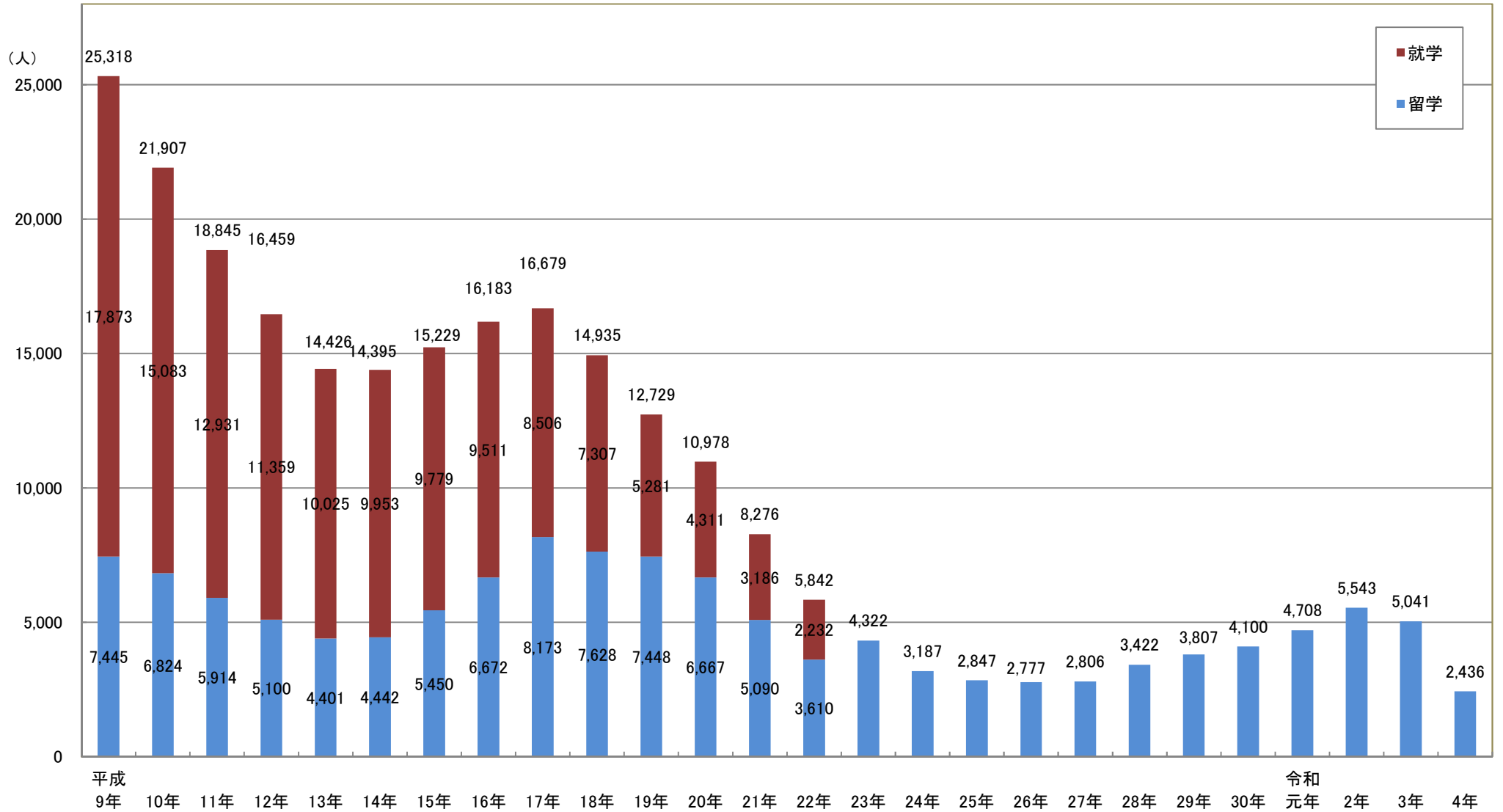


(注1) 各年末現在の数（平成23年までは外国人登録者数，平成24年以降は在留外国人数）。

(注2) 平成22年7月の法改正で「就学」は「留学」に一本化。

# 留学生の不法残留者数の推移

■平成18年以降は減少が続いていたが、平成27年から令和2年までは増加傾向にある。



(注1) 各年1月1日現在の数。

(注2) 平成22年7月の法改正で「就学」は「留学」に一本化。

# 留学生の管理等について(1)

## ■在籍管理

留学生は、**教育機関から離脱・移籍等をした場合、当該事由に係る届出を行い、また、留学生の所属する教育機関は、留学生の受入れを開始・終了等した場合、当該事由に係る届出を行う。**

これらの届出状況や在留期間更新許可申請内容等から、必要に応じて実態調査を行い教育機関の在籍管理の適否を確認。

### 【入管法第19条の16】

中長期在留者であって、次の各号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者は、当該各号に掲げる在留資格の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

- 一 教授、高度専門職(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハ又は第二号(同号ハに掲げる活動に従事する場合に限る。))に係るものに限る。)、経営・管理、法律・会計業務、医療、教育、企業内転勤、技能実習、留学又は研修 当該在留資格に応じてそれぞれ別表第一の下欄に掲げる活動を行う本邦の公私の機関の名称若しくは所在地の変更若しくはその消滅又は当該機関からの離脱若しくは移籍
- 二、三(略)

### 【第19条の17】

別表第一の在留資格をもつて在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関その他の法務省令で定める機関(次条第一項に規定する特定技能所属機関及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。)は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を届け出るよう努めなければならない。

## 留学生の管理等について(2)

### ■資格外活動許可

「留学」の在留資格で本邦に在留する者が、就労活動(アルバイト)を行う場合には資格外活動許可を受けなければならない。

#### 【入管法第19条第2項】

出入国在留管理庁長官は、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。この場合において、出入国在留管理庁長官は、当該許可に必要な条件を付することができる。

#### 【入管法施行規則第19条】

1～4(略)

5 法第十九条第二項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。

一 一週について二十八時間以内(留学の在留資格をもつて在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、一日について八時間以内)の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除き、留学の在留資格をもつて在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る。)

二(略)

三 前各号に掲げるもののほか、地方出入国在留管理局長が、資格外活動の許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称及び所在地、業務内容その他の事項を定めて個々に指定する活動

## 在留資格と資格外活動許可

- ・ 我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされている。
- ・ 本来の活動を阻害しない範囲内で、在留資格で認められた以外の就労活動を行おうとする場合（留学生がアルバイトを行うような場合）には、入管法に基づく資格外活動許可を受けなければならない。

## 資格外活動許可の方式

資格外活動許可の方式は、入管法施行規則（法務省令）により、次の二つが定められている。

- ・ 包括許可  
1週について28時間以内（留学の在留資格については、教育機関の長期休業期間中は1日8時間以内）の就労活動（いわゆる風俗店で行うものを除く）
- ・ 個別許可  
地方出入国在留管理局長が、活動を行う機関の名称、所在地及び業務内容等を定めて個々に指定する活動

### ※ 包括許可における1週28時間の考え方

- ・ 1週28時間は、「1日4時間×7日=28時間」という考え方に基づき設定
- ・ 資格外活動許可が本来の活動を阻害しない範囲で許可されるものであることから、本来活動が就労活動とならないよう、フルタイム勤務8時間の半分である4時間を算定の基礎とした。

## 留学生の管理等について(3)

### ■在留資格の取消し

①正当な理由なく、「留学」の在留資格に係る活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとしている場合、②正当な理由なく、継続して3か月以上、「留学」の在留資格に係る活動を行っていない場合等は、在留資格取消しの対象。

### 【入管法第22条の4】

法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人(第六十一条の二第一項の難民の認定を受けている者を除く。)について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一～四(略)

五 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること(正当な理由がある場合を除く。)

六 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を継続して三月(高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))をもつて在留する者にあつては、六月)以上行わないで在留していること(当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。)

七～十(略)

## 教育機関の選定の概要

出入国在留管理庁においては、留学生に係る入国・在留審査を適切かつ円滑に行う観点から、毎年、在留資格「留学」により留学生を受け入れている教育機関の中から適正校（留学生の在籍管理が適正に行われていると認められる教育機関）を選定しており、適正校として選定された教育機関は、在籍する留学生が在留許可の申請を行う際に提出書類の一部が省略されるなど、手続の簡素化の対象となります。

## 教育機関の選定の方法

次の①から③までの基準のいずれにも該当する教育機関を適正校として選定します。

- ① 前年1月末の在籍者数※に占める問題在籍者（前年1月1日から12月31日までの1年間において次のアからオまでのいずれかに該当した者のことをいう。）の数の割合が5パーセント以下であること。

ただし、前年1月末の在籍者数が19人以下である場合は、問題在籍者数が1を超えないこと。

ア 不法残留した者

イ 在留期間更新許可申請が不許可（修学状況の不良等在留実績に関するものに限り、当該申請に関し、申請どおりの内容では許可できない旨の通知を受けたものを含む。）となった者

ウ 在留資格を取り消された者

エ 資格外活動の許可を取り消された者

オ 退去強制令書が発付された者

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人の新規入国が断続的に制限され、令和3年1月末の在籍者数が僅少となった教育機関が多数生じていることを踏まえ、令和4年の選定作業においては、前々年1月末の在籍者数と前年1月末の在籍者数を比較し、いずれが多い方の数

問題在籍者は、上記アからオまでのいずれかに該当することとなった理由の原因となる事実が発生した時期に在籍していた教育機関に計上し、当該時期において複数の教育機関に在籍していた問題在籍者については、その在籍期間の長短にかかわらず、当該時期において在籍していた教育機関に案分して計上します。→進学前の在留不良のみが原因で更新不許可となった場合、前在籍校にのみ計上されます。

- ② 出入国管理及び難民認定法第19条の17に基づく届出により当該機関に受け入れた外国人の在留状況が確認でき、その状況に問題がないこと。  
→届出が適切に履行されていないと認められる教育機関には指導書を送付しています。
- ③ 上記①又は②のほか、在籍管理上不適切であると認められる事情がないこと。  
→選定結果の通知後、実地調査等で在留管理が不適切である認められる事情が確認された場合は、当該年の選定結果が変更になる場合があります。

## 在籍管理が適正に行われていると認められない教育機関

上記基準により、受け入れた留学生の在籍管理が適正に行われていると認められない教育機関に対しては、その旨の通知を送付します。

なお、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（留学告示）の別表第1に掲げる日本語教育機関が令和2年1月1日以降に「適正校とは認められない」旨の通知を3年間連続で受けた場合は、留学告示からの抹消基準（日本語教育機関の告示基準第2条第1項第5号）に該当することとなります。

# 在籍管理優良校の試行実施について



## 試行概要

適正校においても慎重審査対象国（注）から留学生を受け入れる場合は経費支弁等に関する一定の資料の提出を求めているところ、適正校のうち特に在籍管理が適正に行われている教育機関について、提出書類を更に緩和するものとして、「在籍管理優良校」を試行的に導入する。

## 選定条件

次の①、②の基準に該当する適正校を在籍管理優良校として選定します。

- ① 問題在籍者が3年連続いないこと
- ② 適正校評価の維持年数が3年以上

※ 日本語教育機関においては、前年において告示基準違反による改善指導を受けていないことを条件とする

## 提出書類の緩和

在籍管理優良校として選定された場合、慎重審査対象国からの申請であっても、そうでない場合と同様の取扱いとする。

例) 日本語教育機関等においては、最終学歴の卒業証明書、経費支弁書、預金残高証明書等の在留資格認定証明書交付申請時の提出が不要となる。

	適正校（在籍管理優良校）	適正校	慎重審査対象校
慎重審査対象国	不要	必要	必要
通常国	不要	不要	必要

## （注）慎重審査対象国（令和4年9月現在）

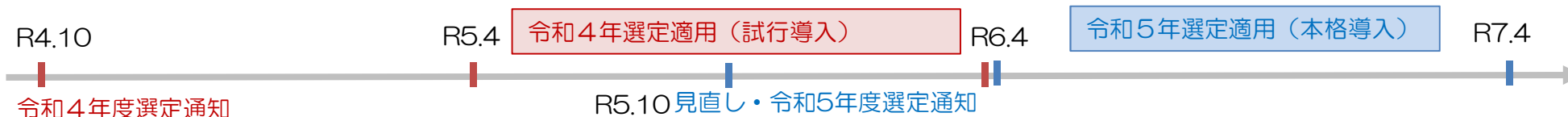
本国の経済水準等を踏まえ、慎重審査対象国の定期的見直しを行っている。  
主な慎重審査対象国は以下のとおり。

- ・ベトナム
- ・ネパール
- ・インドネシア
- ・スリランカ
- ・ミャンマー
- ・バングラデシュ
- ・モンゴル
- ・フィリピン
- ・ウズベキスタン
- ・インド
- ・カンボジア
- ・パキスタン

等

## トライアル実施時期

令和4年の選定結果を適用できる令和5年4月期生に係る認定申請から試行的に適用する。試行実施後、実施状況を踏まえ、選定基準を見直し、令和5年の選定から本格導入を検討する。





# 留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針

2019年6月11日  
文部科学省  
出入国在留管理庁

- 我が国の外国人留学生は修学を目的に来日して高度な知識・技能を身に付け、多様な活躍の機会を得ることが期待される。
- 我が国での就労を目的とする留学生を安易に受入れることは、留学生本人の不利益につながるるとともに、受入機関の教育活動・在籍管理・学校運営への支障が生じる可能性がある。また、適正な留学目的で来日する留学生も含めた、留学生制度全体の信頼・信用の失墜につながる。
- このため、留学生の在籍管理の徹底について、政府・大学等が一体となって対策を講じることが必要

現状の課題

① 所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生し、不法滞在、不法就労等につながっている実態が懸念される

## 1. 正規・非正規・別科の留学生受入れに共通した対応方針

### (1) 留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化

- ◆ 各大学等への通知発出により在籍管理の徹底を再要請 **措置済**
- ◆ 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告の実施方法の見直し **措置済**
- ◆ 所在不明者等の発生状況に応じて在籍管理状況を調査、必要な改善指導を実施

実態把握の手順

- ① 長期欠席者（1カ月）の状況に応じて、原因分析と対応策の報告を要請
- ② 不法残留者、退学者、除籍者、所在不明者等の発生状況に応じてヒアリング、実地調査等を実施
- ③ 在籍管理が不十分な場合、改善指導

### (2) 在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格審査の厳格化 （法務省令等の改正）

- ◆ 1. の改善指導の結果、改善が見られない場合、在籍管理非適正大学として、法務省に通告

- ◆ 「在籍管理非適正大学」及び3年連続「慎重審査対象校」（注）とされた大学等については、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、大学等名を文部科学省と同時に公表
- ◆ 「慎重審査対象校」の判断基準の見直し及び同校の留学生の在留資格審査において、経費支弁能力に関する資料に加え、日本語能力について試験による証明を求めることを検討

（注）慎重審査対象校とは、不法残留者数等にかんがみ、留学生の経費支弁能力等について慎重な審査を行う大学等を指す

※ 上記の他、文部科学省として、不法残留者等の発生状況を踏まえた私立大学等経常費補助金の減額・不交付措置の導入、在籍管理の適正を欠く大学等への制裁の強化（奨学金枠の削減、該当大学名の公表、政府主催の留学フェアへの参加制限）等

文部科学省の対応策

出入国在留管理庁の対応策

## 2. 非正規・別科・専門学校への追加的対応方針

### (1) 非正規や別科（専ら日本語教育を行うもの以外）等を活用する学校への対応方針

② 学部研究生、別科（専ら日本語教育を行うもの以外）、専門学校を、実質的に進学のための予備教育課程として運用し、日本語能力が十分でない留学生を受入れている実態が懸念される

◆ 実質的に大学学部進学のための予備教育課程として運用されていないか、大学入学相当（日本語能力試験N2相当）の日本語能力を入学時に求めているかについて確認、法務省に通告

確認の観点  
・入学時の日本語能力要件（日本語能力試験N2相当）  
・履修科目の正規課程科目との同一性  
・日本語科目のレベル・経費支弁能力の確認方法 等

◆ 専門学校についても所轄庁（都道府県）が同様の情報把握や地方出入国在留管理局への提供を行うよう、所轄庁に要請、あわせて確認の観点など必要なノウハウを提供

◆ 大学学部進学のための予備教育を受ける場合は、上陸基準省令上の研究生・聴講生による在留資格「留学」の対象外とする

（2（2）の留学生別科の新上陸基準での受入れに移行）

※これにより、日本語教育機関から実質的に日本語予備教育を受ける学部研究生等に進学した場合には在留期間の更新ができなくなる。

◆ 専門学校についても、文部科学省、地方出入国在留管理局及び所轄庁との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、1（2）と同様に、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、専門学校名を所轄庁と同時に公表

### (2) 専ら日本語教育を行う別科（留学生別科）への対応方針

③ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、教育の質確保や留学生の適正な受入れのための仕組みがない

◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関に関する法務省の告示基準に準じた上陸基準省令に基づく基準を策定

準用する告示基準の要素の例  
・学則  
・生徒数  
・施設・設備（校地・校舎、教室等）  
・入学者の募集・選考  
・在籍管理  
・教育課程  
・教員・事務職員  
・校地・校舎、教室等  
・抹消の基準 等

◆ 留学生別科の教育施設・設備、教員の資質等が基準に適合するかどうかを確認、法務省に通告

◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科で受け入れる留学生の在留資格審査においては、当該別科が文部科学省による基準適合性の確認を受けていることを許可の要件とする

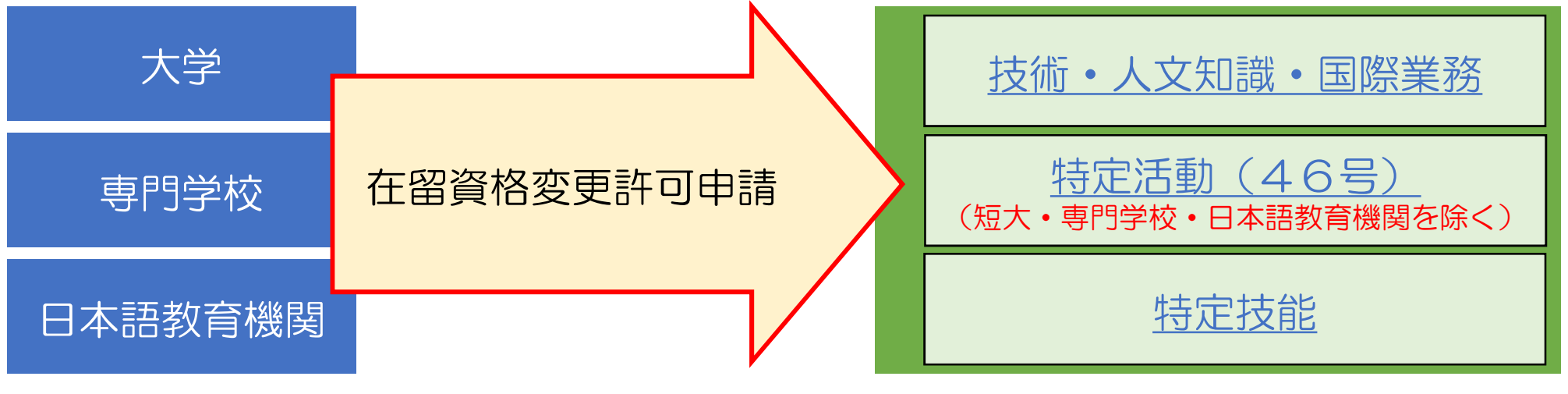
【上陸基準省令の改正】

現状の課題

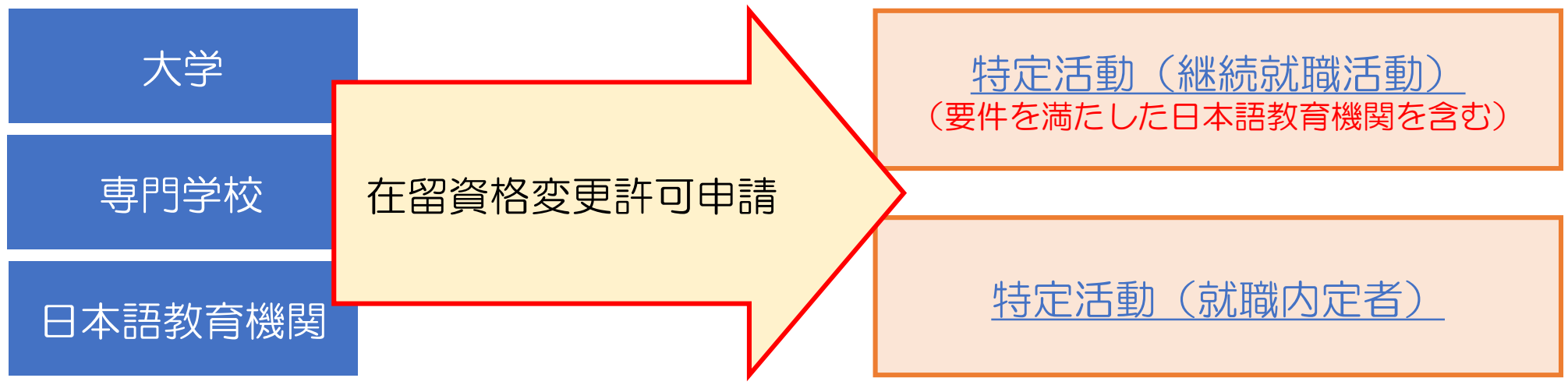
文部科学省の対応策

出入国在留管理庁の対応策

## ① 教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決定している場合

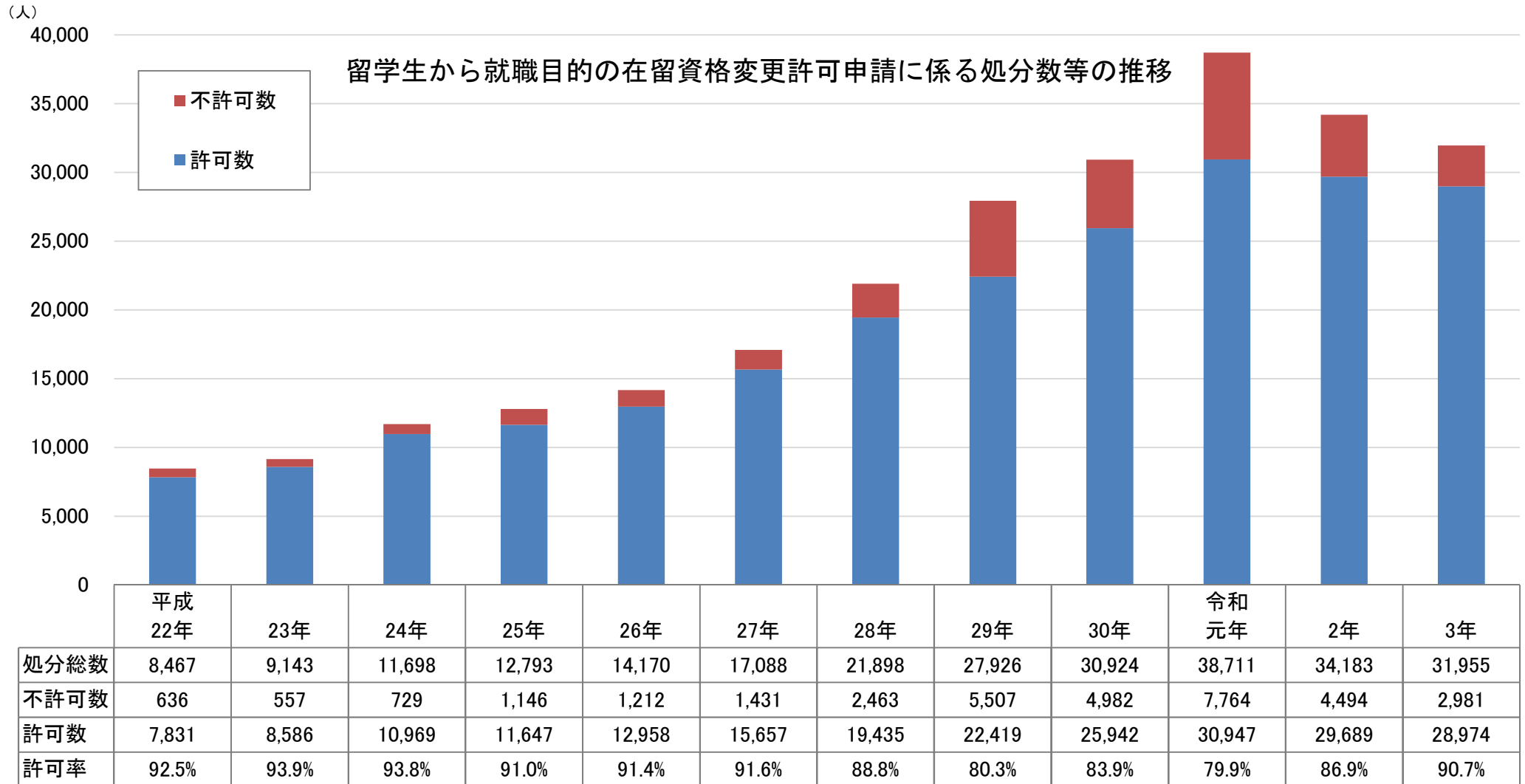


## ② 教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決まっていない、または、採用までに時間がある場合



# 留学生から就職目的の在留資格変更許可申請に係る処分数等の推移

- 平成22年と比較して、令和3年の在留資格変更許可処分申請数は約3.8倍に増加している。
- 令和3年の在留資格別許可数の内訳については、「技術・人文知識・国際業務」が24,861人で全体の85.8%を占めている。
- 令和3年の就職先業種別許可数の内訳については、卸売業・小売業(5,015人(全体の17.2%))が最も多く、続いて、学術研究、専門・技術サービス業(2,218人(全体の7.6%))、情報通信業(2,131人(全体の7.3%))が上位を占めている。



### 1. 就労可能な在留資格の拡充

#### (1) 在留資格「介護」の創設（平成29年9月施行）

我が国の介護福祉士養成施設等を卒業し、介護福祉士国家資格を取得した留学生が、国内で介護福祉士として活躍できるよう在留資格「介護」を創設。

#### (2) 在留資格「特定活動」（起業準備活動）の創設（平成30年12月施行）

大卒等の卒業生（本邦の専門士を含む）が在留資格「経営・管理」の要件を満たしていない場合であっても、経済産業省の定める告示に沿って地方公共団体から起業支援を受けることを前提に最長1年間の起業準備活動を認める。

#### (3) 在留資格「特定活動」（本邦大学卒業生）の創設（令和元年5月施行）

本邦の大学・大学院を卒業・修了し、高い日本語能力（日本語能力試験N1相当）を有する者について、サービス業務や製造業務を含む幅広い業務に従事することを認める。

#### (4) 「日本料理海外普及人材育成事業」の拡充（令和元年11月施行）

本邦の調理師養成施設を卒業して調理師免許を取得した留学生について、農林水産省の認定を前提として、日本料理の調理に係る業務に従事する活動を行うことを最長5年間可能としていたところ、日本料理以外の料理や製菓を対象に拡大。

## 2. 留学生の卒業後の支援

### (1) 在留資格「特定活動」(継続就職活動)の運用 (平成21年3月開始)

一定の要件の下、最長1年間、本邦の大学又は専門学校を卒業後に就職活動の継続を認めている。なお、地方公共団体が実施する就職支援事業に参加する場合には、更に1年間の在留が可能。

### (2) 在留資格「特定活動」(就職内定者)の運用 (平成21年3月開始)

我が国における企業の採用時期が一般的に4月であることから、一定の要件の下、採用までの間(内定後1年以内であって卒業後1年6月を超えない期間)在留することが可能。

## 3. 運用の明確化

### (1) 専用の相談窓口の開設 (令和元年10月開始)

全国の地方出入国在留管理官署において、就労資格への変更手続等に係る個別の事前相談に応じる専用の相談窓口を開設。

### (2) ガイドラインの策定・充実 (随時)

「「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について」(令和3年3月改定)を始め、各種ガイドラインを策定・公表し、在留資格の運用の明確化を図っている。